

道路占用の手引^(道路占用の許可基準)

●道路は広く・正しく・美しくつかいましょう●

道路は、車両や歩行者の通行のために利用されるものでありますが、一方では、電柱や水道管など、各種物件の設置場所として、多面的に利用される公共的空間です。このように、道路（上空や地下も含む）に物件を設置する場合（道路占用という）は、道路法の規定に基づき、札幌市長の許可が必要となります。札幌市では、通行の円滑化や安全を確保するため、許可にあたっての基準（許可対象物件種類、構造など）を定めており、その主な内容は次のとおりです。

（なお、当該占用が道路交通法の適用を受けるものであるときは、所轄警察署長へ道路使用許可申請が必要となります。）

つきだし 1 突出看板

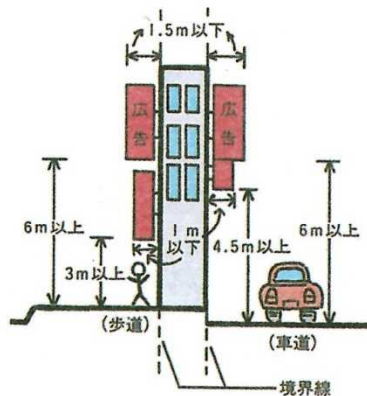
※自己の建築物又はその敷地に自己の名称、商標、営業内容又は販売する商品名を表示する場合に限る

(1) 占用の場所

- 建築物から道路上に突き出す広告物の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は、境界線から取付部を含め路面からの高さが3m以上6m未満の場合1m以内、また6m以上の場合1.5m以内とすること。以上の場合であっても、広告物の構造そのものについての建築物壁面からの出幅は、取付部を含めて1.5m以内（屋外広告物条例による基準）としなければならない。

(2) 占用物件の構造

- 形は原則として、平板又は箱型（厚さ0.5m以下）とすること。
- 看板を独立した支柱に取付ける場合は、支柱及び基礎部分は、道路区域外に設けること。

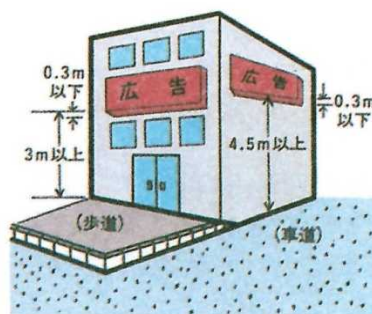


こうこくばん 2 広告板

※自己の建築物又はその敷地に自己の名称、商標、営業内容又は販売する商品名を表示する場合に限る

占用の場所

- 建築物の壁面に固定設置すること。
- 広告物の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は0.3m以下とすること。



3 ^{か どう}可動看板

(1) 占用の場所

- 歩・車道の区別の有無にかかわらず、店舗前の路端から0.7m以下とすること。ただし車道幅員9m未満の道路又は、幅員2.5m未満の歩道、交差点の側端又は道路の曲り角もしくは横断歩道、消火栓から3m以内及びその他交通に支障のある場所に設置することはできない。
- 占用を許可しない区域については別に定める。(※)

(2) 占用物件の構造

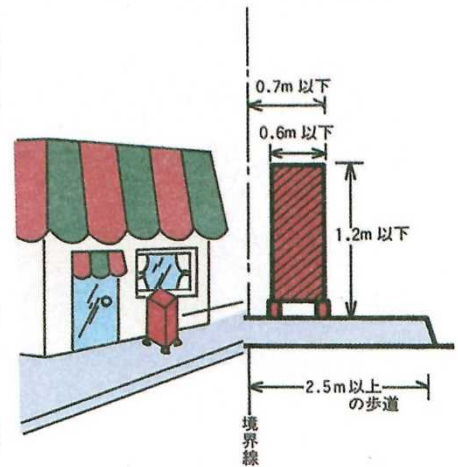
- 折看板（おがみ看板）等の不安定なものでないこと。
- 規格は脚部を含め高さ1.2m以下、幅0.6m以下、厚さ0.5m以下とし、容易に移動可能なものとする。

(3) 設置数の制限

- 1店舗につき1個。なお営業時間外については、民地又は建物内に入れること。

※ 占用を許可しない区域

- 札幌市都市景観条例に基づく「大通都市景観形成地区」「札幌駅前通北街区地区都市景観形成地区」「札幌駅南口地区都市景観形成地区」「札幌駅北口地区都市景観形成地区」「すすきの地区」



4 ^{てん どう}店頭標識

※ 文字による広告の表示をするものを除く

(1) 占用の場所

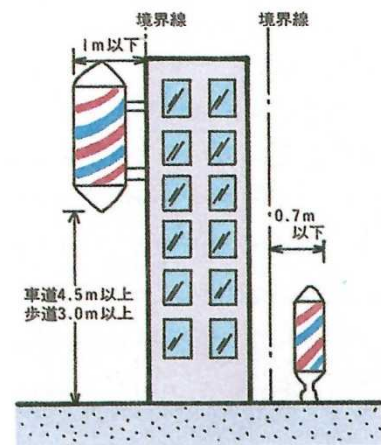
- 路面上に設置する場合は、歩車道の区別の有無にかかわらず店舗前の路端から0.7m以下とする。
- 建造物から突き出して設置する場合は、高さは車道上で4.5m以上、歩道上で3m以上とし、出幅1m以下とすること。

(2) 占用物件の構造

- 路面上に設置する場合は、可動看板と同一基準とする。
(円柱形の場合には直径0.5m以下)

(3) 設置数の制限

- 路面上に設置する場合には、1店舗につき1個。なお、営業時間外については民地又は建物内に入れること。



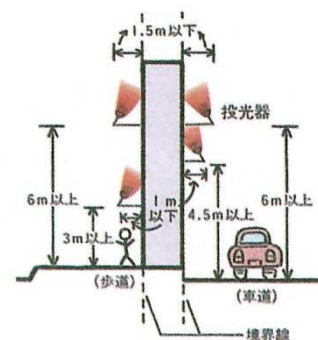
5 ^{とう こう き}投光器

(1) 占用の場所

- 道路上に突き出す最下部（取り付ける構造物を含む。以下同じ）の高さは、歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上とすること。
- 出幅は、境界線から取付部を含め路面からの高さが3m以上6m未満の場合1m以内、また6m以上の場合1.5m以内とすること。

(2) 占用物件の構造

- 投光器を独立した支柱等に取り付ける場合は、支柱及び基礎部分は道路区域外に設けること。
- 電灯は、白色かつ点滅しないものであること。



6 ひ あめ ゆき 日(雨・雪)よけ

(1) 占用の場所

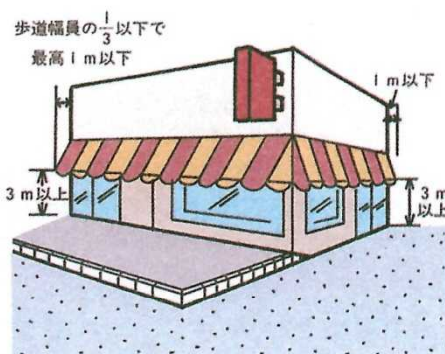
- 歩道上の出幅は、歩道幅員の1/3以下とし、最高1m以下とする。
- 歩・車道の区別のない道路上での出幅は、境界から1m以下とし、公共施設物（電柱・電話柱・街路灯等）の内側に設置するものであること。なお、車道幅員9m未満の道路には設置できない。

(2) 占用物件の構造

- 建造物又は工作物に強固に定着させ、落ちたり、はがれたりしないよう、また風・雨・雪に十分耐えうるものとする。
- 高さは3m以上で、道路上に直角に突き出すこと。
- 支柱を道路上に建てることはできない。

(3) 禁止事項

- 広告物、電気施設、その他の物件を添加し、又は商品を路上に置くことを禁止する。ただし自己の名称の表示は可。



7 てん が 添加広告

- 電柱又は街路灯柱への突出添加広告、巻付添加広告で、設置者は電柱及び街路灯の管理者に限る。
- 詳細は、各区の土木部維持管理課又は市役所道路管理課まで。

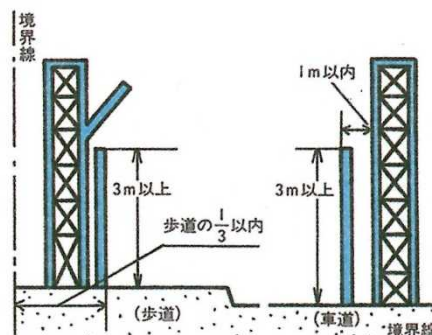
8 かり が こ あし ば ざいりょうおき 仮囲い・足場・材料置場

(1) 占用の場所

- 歩・車道の区別のある場合、出幅は歩道幅員の1/3以下、歩・車道の区別のない場合は道路境界から1m以下とすること。
- 足場を設置する場合には、仮囲いを設置すること。
- 地盤面から10m以上の高さの工事を行う場合は、保護柵を設置すること。

(2) 占用物件の構造

- 仮囲いの高さは3m以上とすること。
- 仮囲いの足場の支柱は路面に埋め込まないこと。



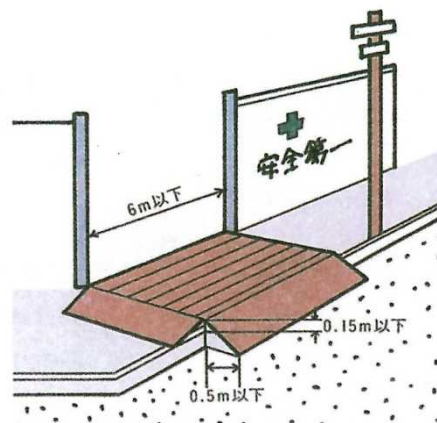
9 しゃ りょう のり い し せつ ほ どうようじょう 車両乗入れ施設(歩道養生)

(1) 占用の場所

- 一工事につき原則として1ヵ所とし、その幅については6m以下とする。

(2) 占用物件の構造

- 歩道の幅員、路盤等に応じてコンパネ又はこれに準じたものを敷き、その上にしま鋼板を敷くこと。
- 車道との段差部分の養生については、三角パネル等（可動式）で行うこと。この場合、車道側の出幅については0.5m以下とすること。
- 路面からの高さは0.15m以下とすること



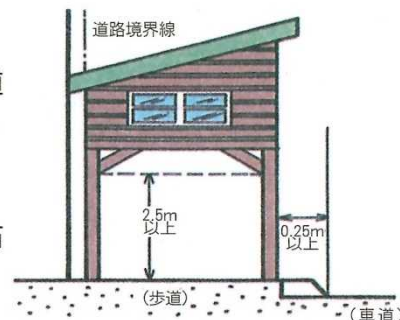
10 工事用詰所

(1) 占用の場所

- 歩道の上空2.5m以上の高さに設け、支柱は道路境界側にあっては、道路区域外又は仮囲いの内側とし、車道側では車道から0.25m以上離すこと。

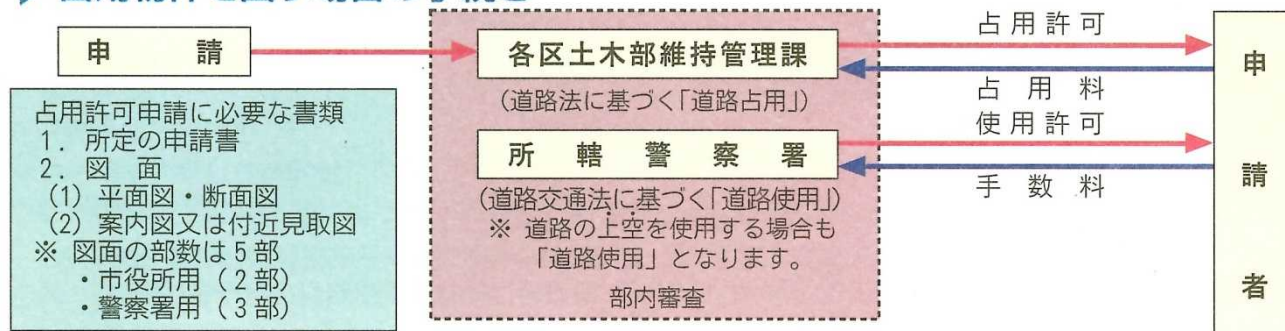
(2) 占用物件の構造等

- 屋根は道路境界線側に向けて下りこう配を有すること。
- 階段は道路敷地外もしくは仮囲いの内側とし、道路の付属物及び他の占用物件の支障にならないものとする。
- 冬期間においては、周辺の除雪を行うこと。



手続方法

▶ 占用物件を出す場合の手続き



※ 継続及び変更等の申請は、上記と同様の手続が必要です。

▶ 占用区分別占用料金

令和6年4月1日現在

占用区分			単位	期間	占用料額		
看板類	突出看板・広告板	表裏2面以上のもの	1 m ²	1 年	6,900円	5,200円	3,500円
		その他のもの	1 m ²	1 年	9,900円	7,400円	5,000円
	可動看板		1 個	1 ヶ月	1,200円	900円	600円
店頭	標識		1 本	1 年	2,000円	1,500円	1,000円
投光器			1 基	1 年	2,500円	1,900円	1,300円
日 (雨・雪) よけ			1 m ²	1 年	2,500円	1,900円	1,300円
工事用施設・材料置場など			1 m ²	1 ヶ月	990円	740円	500円

注1) 看板類については、すべての広告板面の表示面積が算定基準となります (0.01 m²未満は切り捨て)。

注2) 日 (雨・雪) よけ、工事用施設・材料置場等については、投影面積で算定します (0.01 m²未満は切り捨て)。

級地	地	域
1 級地	国道230号 (旭山公園米里線から道道下手稲札幌線までの間)、道道下手稲札幌線 (国道230号から北8条線までの間)、北8条線 (道道下手稲札幌線から西5丁目線までの間)、西5丁目線 (北8条線から北9条線までの間)、北9条線 (西5丁目線から東4丁目線までの間)、東4丁目線 (北9条線から国道36号までの間)、国道36号 (東4丁目線から豊平川左岸線までの間)、豊平川左岸線 (国道36号から真駒内篠路線までの間)、真駒内篠路線豊平川左岸側 (豊平川左岸線から南14条中央線までの間)、南14条中央線 (真駒内篠路線から公園東通線までの間)、公園東通線 (南14条中央線から旭山公園米里線までの間) 及び旭山公園米里線 (公園東通線から国道230号までの間) で囲まれた地域並びにこれらの道路の区間の区域並びに西6丁目線の区域のうち北8条線から北区北8条西5丁目8番先までの間	
2 級地	各年度の初日において、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第7条の規定による市街化区域に指定されている区域 (以下「市街化区域」という。) のうち1級地を除く地域及び市街化区域の境界線 (以下「境界線」という。) を含み、又は境界線に接する道路の区域 (当該道路の一部の区間が境界線を含み、又は境界線に接する場合は、当該区間の区域に限る。)	
3 級地	1級地及び2級地以外の地域 (市街化調整区域)	

● 受付及び問い合わせ先

【各区:土木部維持管理課】

中央区 614-1800 (中) 北12条西23丁目 S.D.C 北12条ビル

東区 781-3521 (東) 北33条東18丁目

厚別区 897-3800 (厚) 厚別町下野幌45-39

清田区 888-2800 (清) 平岡2条4丁目

西区 667-3201 (西) 西野290番地10

【本庁】

建設局総務部道路管理課 211-2452 (中) 北1条西2丁目

〒060-0012

〒065-0033

〒004-0007

〒004-0872

〒063-0049

〒060-8622

北区 771-4211 (北) 北区太平12条2丁目

白石区 864-8125 (白) 白石区本通14丁目南

豊平区 851-1681 (豊) 豊平区西岡3条1丁目

南区 581-3811 (南) 南区南31条西8丁目

手稲区 681-4011 (手) 手稲区曙5条5丁目

〒002-8012

〒003-0026

〒062-0033

〒005-0031

〒006-0835



さっぽろ市
02-K01-24-323
R6-2-245